

別記様式第1号(第四関係)

豊後高田市田染・香々地地区活性化計画(変更)

大分県豊後高田市

令和4年 2月
令和7年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	豊後高田市田染・香々地区活性化計画		
都道府県名	大分県	市町村名	豊後高田市
地区名(※1)	豊後高田市田染地区・香々地区		
計画期間(※2)	令和4年度～令和8年度		

目 標 : (※3)
過疎地域に指定されている本市において、自然環境・歴史の活用は地域振興を図るうえで欠かせない要素である。本事業は、市内中心部から最も離れた田染地区(農村景観)・香々地地区(海岸景観)に新たな直売所や地域産物の加工施設、また本市の特産品が味わえるレストランを建設することで、新たな商品・メニュー開発を行い一次産業活性化の拠点施設として地域産物・食、自然景観の魅力を発信し市外・県外からの交流人口の増加を図る。さらに、農村ならではの自然景観や歴史的価値のある史跡を活かした観光スポットの整備を行うことで、マイクロツーリズムや教育旅行の誘致を促進し世代を超えた交流人口の増加に努める。 【数値目標】交流人口の拡大 : 229,874人⇒252,861人(+ 22,987人)

目標設定の考え方
地区の概要: 本市は大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、東経131° 26'、北緯33° 33'、東西の距離17.1km、南北の距離23.2km、総面積は206.24㎢で、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市と接し、大分市まで約60km、北九州市まで約90kmと、両市に比較的近い距離にあり、北は周防灘に面し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内気候に属している。 本事業は田染地区・香々地地区の2地区であり、香々地地区は九州でもトップクラスの花公園の面積を誇る「花とアートの岬・長崎鼻」や国の名勝に指定された「中山仙境」があり、田染地区は中世の農村景観を今に残し、国の重要文化的景観に選定された「田染荘小崎」や「国宝富貴寺大堂」といった自然や歴史的建造物など、農村ならではの観光資源が豊富に存在する場所である。一次産業においては、両地区とも中山間地を中心とした小規模農家による農業がメインであるが、集落営農による本市特産品「豊後高田そば」の生産等も行われている。また、香々地地区では農業のほか漁業も行われており、刺し網漁、小型定置網漁など、規模は小さいながら多岐にわたって展開され、「岬ガザミ」や「岬ひじき」などが特産品となっている。
現状と課題 本市は移住、定住施策に力を入れており、農村地域での農業と工業等の均衡ある発展を目的とした農村工業導入促進法により、昭和46年以降工業団地を整備し、現在4つの工業団地で約2,500人の雇用確保につながっている。その一方で農業・漁業離れは進んでおり、特に本事業の2地区は一次産業が主要であるものの、高齢化率が約50%となっていることから、農業・漁業者の減少や経営規模の縮小が顕著であり、地域集落そのものの維持、存続が危ぶまれる状況にある。 本市としても新規就農者を増やすため、アグリチャレンジスクールや白ネギ学校といった農業の基本的な知識と技術を身につける農業教室を開校しているが、人口約22,000人の域内消費では、農業での自立が出来ない状態となっている。また、小規模農家の高齢化により地域の農地保全が危惧される。 当地区の農業、ひいては集落の維持、存続のため、それぞれの持つ地域(観光)資源と農・漁業の連携により、交流人口を増加させ最大限の直接的、波及的効果を得る仕組みづくりが急務である。そのため、地区の特色のある特産品を活かした直売所・レストラン・加工施設を整備することで観光消費額の拡大に努め、香々地地区の海の景観、田染地区の山の景観を活用した「農林漁業・商業・観光の一体的振興」を図り、交流人口を増加させる必要がある。
今後の展開方向等(※4) 上記の課題を解決するため、以下の事業を行う。 【田染地区】 ①田染荘、ホテル展望所・遊歩道整備:本市の中でも多くの価値ある自然環境や歴史・文化が残る地区であり、一部は国東半島宇佐地域の世界農業遺産を象徴する場所とされ、生物多様性にも優れている。このような資源を活用し、自然体験・農業体験を目的とした教育旅行などを誘致するため、景観及び希少生物の鑑賞施設や、遊歩道を整備する。 ②直売所・レストランの整備:本市特産である豊後高田そばの提供施設を建設することで、マイクロツーリズムなどによる旅行客の昼食を受け入れる体制を整備し、地域特産品の消費拡大や小規模農家の所得向上を図る。 【香々地地区】 ③直売所・レストラン・加工施設の整備:地区の経済を維持・発展させるため、農林水産物の販売拠点として道の駅を建設し、魚を売りにしたレストラン運営や地域住民・観光客ともに利用しやすい直売所運営を行う。また、地区の新たな特産品であり健康に良いとされる薬草「ボタンボウフウ」等の加工施設や、漁獲量の減少しているひじき、ガザミ、舌平目等水産物の加工施設を併設することで、生産・加工から販売まで行う6次産業化による地域産物の売上向上を図る。整備予定施設は本市の観光地である「昭和の町」と地区の観光地「花とアートの岬・長崎鼻」をつなぐ幹線道路沿いであり、恋が叶う道、恋叶ロードと銘打って海岸線の観光振興に努めている場所であるため、国東半島をドライブする際の休憩ポイントや、長崎鼻のキャンプ場利用者の食料品購入など、地域住民だけでなく市外・県外の観光客の利用の増加が期待できる。さらに、施設を建設することで漁協女性部、地域の子育て世帯の女性の雇用拡大を図ることができる。 ④当地域は、海岸沿岸部に位置し津波など様々な災害が想定されるため、災害時の食料供給施設として機能を持たせることで地域住民の安全を確保するとともに、災害時でも運営の継続が可能となるよう太陽光発電施設の整備を行う。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
豊後高田市	田染地区	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用交流施設)	豊後高田市	有	ハ	
豊後高田市	田染地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	豊後高田市	有	ハ	
豊後高田市	香々地地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	豊後高田市	有	ハ	
豊後高田市	香々地地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	豊後高田市	有	ハ	
豊後高田市	香々地地区	地域資源活用総合交流促進施設(自然・資源活用施設)	豊後高田市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)実施要領別表2の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

豊後高田市田染・香々地地区活性化計画(大分県豊後高田市)	区域面積 (※2)	6,755ha
区域設定の考え方 (※3) ①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積は、田染地区が3,162haでそのうち農林地面積が2,837ha(約90%)。香々地地区が3,593haでそのうち農林地面積が3,210ha(約89%)であり、農林業が重要な産業となっている。 ②法第3条第2号関係: 当該区域の人口は、田染地区が969人、香々地地区が2,625人(R3年12月住民基本台帳)であり、30年前の人口(田染地区1,906人(H3.12月住民基本台帳)、香々地地区4,343人(H4.3月住民基本台帳))と比較すると、それぞれ49.2%(937人)、39.6%(1,718人)の減少となっている。また、高齢化率も田染地区は約51.3%、香々地地区は48.8%(R3年12月住民基本台帳)と県平均の33.1%を大幅に上回っている。このため、交流人口の拡大により地域産物の販売額を増加させ、一次産業の維持・発展を図り、移住・定住者人口の増加につなげることが地域活性化のため効果的といえる。 ③法第3条第3号関係: 区域内は、用途地域の指定のない区域である。また、集落は農地等の中に点在していることから、市街地を形成していると判断される区域はない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標として掲げた「交流人口の拡大」については、以下のように達成状況を把握し、評価する。

【交流人口】

交流人口については、周辺の観光施設の入込客数(毎年調査分)をベースに、新規直売所・レストランの入館者数を把握し施設運営事業者が、市に報告する。市は目標達成状況を把握し、施設運営事業者にヒアリングを行い達成状況を確認する。市の第三者委員会である総合戦略会議において達成状況の評価を行う。

- ・田染地区自然環境保全・活用交流施設はホテル鑑賞施設利用者数及び教育旅行等による農家民泊利用者数を滞在者数宿泊者数の指標としてカウントする。
- ・田染地区直売所・レストランは外観を飲食店(そば店)とするため、施設の性質上レジ通過数で入込客数をカウントする。
- ・香々地地区直売所・レストラン・加工施設は同一敷地に建設する予定であり、道の駅登録を計画しているためトイレ利用者等もあることから、カウンターの設置により入込客数を把握する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)の定めるところによるものとする。